

(参考資料) 従来の住宅エコポイント制度(一部復興支援・住宅エコポイント)

(1)ポイント発行対象

①エコ住宅の新築

- a.省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
- b.省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

②エコリフォーム

- a.窓の断熱改修(内窓設置、外窓交換、ガラス交換)
- b.外壁、屋根、天井又は床の断熱改修
- c.断熱改修とあわせて行う以下の工事
 - ・バリアフリー改修
 - ・太陽熱利用システム
 - ・節水型トイレ
 - ・高断熱浴槽
 - ・リフォーム瑕疵保険への加入
 - ・耐震改修

※新たな制度においては、対象設備の追加やポイント数の拡充等を行うとともに、一定規模以上のエコ住宅設備の改修を伴うリフォームについては、断熱改修を行わない場合であってもポイント発行対象とすることを予定しています。

(2)発行ポイント数

①エコ住宅の新築

戸あたり30万ポイント

②エコリフォーム

戸あたり30万ポイントを上限

(耐震改修を伴う場合は45万ポイント)